

中海・宍道湖圏域道路整備勉強会規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、中海・宍道湖圏域道路整備勉強会（以下「本勉強会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本勉強会は、中海・宍道湖圏域における広域的な交通流動を含めた道路整備の方向性について検討を実施することを目的とする。

（組織・運営）

第3条 本勉強会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。なお、必要に応じて、本勉強会の承諾を得て委員を追加することができる。

- 2 本勉強会に会長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、本勉強会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長は、必要に応じて、本検討会を招集し、その運営、進行にあたるものとする。
- 5 会長に事故があった場合は、あらかじめ会長が指名した者が会長の職務を代行する。
- 6 会長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を要請し、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の責務）

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員の任期は、2年とするが、再任されることができる。
- 3 委員は、直接又は間接を問わず、特定の利害関係者の意見を代弁してはならない。
- 4 委員は、本勉強会で知り得た情報を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、国土交通省、鳥取県、島根県、米子市、境港市、日吉津村、安来市、松江市、出雲市及び西日本高速道路株式会社が、公表した情報又は認めた場合については、この限りではない。

（事務局）

第5条 本勉強会の庶務を処理するため、事務局を国土交通省中国地方整備局道路部道路計画課、倉吉河川国道事務所調査設計課、松江国道事務所計画課、鳥取県県土整備部道路企画課及び島根県土木部道路建設課に置く。

事務局は、会議の円滑な運営にあたるとともに、議事録を整理するものとする。

(部会)

第6条 本勉強会は、必要に応じて、特定の事項、課題を調査研究し、調整、協議を行うための部会等を設置することが出来る。

2 部会等の組織、運営については、別途規約を定めるものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、本勉強会の決議によらなければならない。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、本勉強会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、令和2年(2020年)11月20日から施行する。

中海・宍道湖圏域道路整備勉強会 委員（第3条関係）

所属・役職
国土交通省 中国地方整備局 道路部長
国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長
国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所長
鳥取県 県土整備部長
島根県 土木部長
米子市 都市整備部長
境港市 建設部長
日吉津村 建設産業課長
松江市 都市整備部長
出雲市 都市建設部長
安来市 建設部長
西日本高速道路株式会社 建設・改築事業部長

事務局	国土交通省 中国地方整備局 道路部 道路計画課
	国土交通省 倉吉河川国道事務所 調査設計課
	国土交通省 松江国道事務所 計画課
	鳥取県 県土整備部 道路企画課
	島根県 土木部 道路建設課